

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成) (06-6208-9225)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定
概要	大阪市住宅供給公社は、新たに特定優良賃貸住宅の建設及び管理をしようとする場合に、大阪市長に対し、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(供給計画)の認定を申請することができます。 大阪市長は、この計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が所定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができます。
根拠法令等 及び条項	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000052) ②特定優良賃貸住宅等供給促進事業(大阪市住宅供給公社)制度要綱第2条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000198193.html)
審査基準	①特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000052) ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第4条～第16条 (https://laws.e-gov.go.jp/law/405M50004000016) ③特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の運用について(平成5年7月30日建設省住管発第4号・建設省住建発第110号)記の1の(1)～(3) (https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/096/80000346/80000346.html) ④特定優良賃貸住宅等供給促進事業(大阪市住宅供給公社)制度要綱第4条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000198193.html) ⑤特定優良賃貸住宅(大阪市住宅供給公社)整備基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000199148.html)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成)
提出時期	随時
提出方法	特定優良賃貸住宅等供給計画認定申請書及び添付書類を上記の提出先へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課(民間住宅助成)
ホームページ	
備考	